

岡崎市監査委員公告第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和4年9月29日

岡崎市監査委員	岡 島	讓
同	長谷川	龍 伸
同	小木曾	智 洋
同	鈴 木	英 樹

措置の通知書（愛知県交通安全協会岡崎支部、市民安全部防犯交通安全課）

令和3年12月24日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第11号関係分

令和4年5月31日まで

監査結果	措置状況
<p>【愛知県交通安全協会岡崎支部】</p> <p>交通指導員制服代の支払事務について、振込手数料は相手方負担にもかかわらず支出調書を作成しているものがあったため、適正な処理をされたい。</p> <p>【防犯交通安全課】</p> <p>岡崎市交通安全対策事業実施団体補助金交付要綱について、補助対象外経費が具体的に規定されておらず、不明瞭であったため、適正な対応をされたい。</p>	<p>本来不要であった振込手数料の支出調書は削除しました。</p> <p>今回の件を踏まえ、チェックリストを作成しました。今後はチェックリストを活用し、不備がないように適正な管理・執行に努めていきたいと考えています。</p> <p>岡崎市交通安全対策事業実施団体補助金交付要綱の補助対象外経費について、見直しをし、令和5年4月1日改正（案）を作成しました。</p>